

条例公布第 6 号

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

宇和島地区広域事務組合

組合長

岡原文彰

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（昭和 48 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 2(第 15 条関係) 居住費及び滞在費の負担限度額					別表第 2(第 15 条関係) 居住費及び滞在費の負担限度額				
所得 の 区 分	概要	居住費及び滞在費の負担限度額(日額)			所得 の 区 分	概要	居住費及び滞在費の負担限度額(日額)		
		ユ ニ ッ ト 型 個 室	従来型個室	多床室			ユ ニ ッ ト 型 個 室	従来型個室	多床室
1	本人及び世帯全員が市町村民税 非課税であつて、課税年金収入 額が <u>80</u> 万円超 266 万円未満の 者等	(略)	(略)	(略)	1	本人及び世帯全員が市町村民税 非課税であつて、課税年金収入 額が <u>80.9</u> 万円超 266 万円未満 の者等	(略)	(略)	(略)
2	本人及び世帯全員が市町村民税 非課税であつて、合計所得金額 ＋課税年金収入額が <u>80</u> 万円以 下の者等	(略)	(略)	(略)	2	本人及び世帯全員が市町村民税 非課税であつて、合計所得金額 ＋課税年金収入額が <u>80.9</u> 万円 以下の者等	(略)	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)	(略)	3	(略)	(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)	(略)	(略)	4	(略)	(略)	(略)	(略)
※ 所得の区分 1, 2, 3 は、居住費及び滞在費の負担限度額告示 の表に規定する所得の区分一、二、三の区分とする。					※ 所得の区分 1, 2, 3 は、居住費及び滞在費の負担限度額告示 の表に規定する所得の区分一、二、三の区分とする。				
別表第 3(第 15 条関係) 居住費の特定負担限度額					別表第 3(第 15 条関係) 居住費の特定負担限度額				
所得 の 区	概要	居住費の特定負担限度額(日額)			所得 の 区	概要	居住費の特定負担限度額(日額)		
		ユ ニ ッ	従来型個室	多床室			ユ ニ ッ	従来型個室	多床室

分		ト 型 個 室		
1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)
3	実質的負担軽減者以外であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者であつて、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80</u> 万円以下の者等	(略)	(略)	(略)
4	実質的負担軽減者であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者であつて、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80</u> 万円以下の者等	(略)	(略)	(略)
5	(略)	(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)	(略)	(略)
7	(略)	(略)	(略)	(略)

- ※ 所得の区分 1 から 6 は、居住費の特定負担限度額告示の表に規定する所得の区分一から六の区分とする。
- ※ 費用徴収額とは、法の施行の際現に施行法第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額
- ※ 実質的負担軽減者とは、施行法による負担軽減措置により実質的に負担軽減を受けている者(平成 17 年 9 月 30 日において施設介護サービス費の利用者負担割合が 5%以下の者)をいう。

分		ト 型 個 室		
1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)
3	実質的負担軽減者以外であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者であつて、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80.9</u> 万円以下の者等	(略)	(略)	(略)
4	実質的負担軽減者であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者であつて、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80.9</u> 万円以下の者等	(略)	(略)	(略)
5	(略)	(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)	(略)	(略)
7	(略)	(略)	(略)	(略)

- ※ 所得の区分 1 から 6 は、居住費の特定負担限度額告示の表に規定する所得の区分一から六の区分とする。
- ※ 費用徴収額とは、法の施行の際現に施行法第 20 条の規定による改正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額
- ※ 実質的負担軽減者とは、施行法による負担軽減措置により実質的に負担軽減を受けている者(平成 17 年 9 月 30 日において施設介護サービス費の利用者負担割合が 5%以下の者)をいう。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。